



国及び自治体の肝炎対策の 取組状況について



目次

1. 令和3年度肝炎対策予算案の概要	2
2. 肝炎総合対策	4
3. 都道府県の肝炎対策に係る計画等	8
4. 肝炎ウイルス検査と重症化予防の推進	13
5. 肝疾患治療の促進	31
6. 肝疾患診療体制の整備	34
7. 普及啓発	43
8. 研究開発	52
9. 肝炎総合対策における主な変更点等	56

1. 令和3年度肝炎対策予算案の概要

令和3年度 肝炎対策予算案の概要

令和3年度予算案 173億円 (令和2年度予算額 173億円)

基本的な考え方

「肝炎対策基本指針」に基づき、肝硬変・肝がんへの移行者を減らすことを目標として、肝炎医療、肝炎ウイルス検査、普及啓発、研究などの「肝炎総合対策」を推進する。

1. 肝疾患治療の促進

89億円 (89億円)

○ウイルス性肝炎に係る医療の推進

・ B型肝炎・C型肝炎のインターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療に係る患者の自己負担を軽減し、適切な医療の確保と受療の促進を図る。

○肝がん・重度肝硬変に係る治療研究の促進及び患者への支援

② ・ 肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変の特徴を踏まえ、患者の医療費の負担軽減を図りつつ、治療研究を促進するための支援につき、助成対象の拡大を図る。

2. 肝炎ウイルス検査と重症化予防の推進

40億円 (40億円)

・ 利便性に配慮した肝炎ウイルス検査体制を確保し、相談や職域の健康診断における啓発の実施などにより、肝炎ウイルス検査の受検を促進する。また、市町村での健康増進事業において、肝炎ウイルス検査の個別勧奨を実施する。

・ 肝炎ウイルス検査陽性者への受診勧奨を行うとともに、初回精密検査や定期検査費用に対する助成を行うことにより、肝炎患者の早期治療を促進し、重症化の予防を図る。

3. 地域における肝疾患診療連携体制の強化

6億円 (6億円)

○地域における肝疾患診療連携体制の強化

・ 都道府県等への助成により、都道府県と肝疾患診療連携拠点病院を中心とした関係機関の連携を強化するとともに、医療従事者や肝炎医療コーディネーター等の人材育成、肝炎患者等への治療や生活の相談支援等を行い、肝疾患診療連携体制の強化を図る。

○肝炎情報センターによる支援機能の戦略的強化

・ 国立国際医療センター肝炎情報センターによる肝疾患診療連携拠点病院への支援機能を強化して、地域の肝疾患医療や患者等の支援の向上を図る。

・ 肝疾患診療連携拠点病院の相談員等が、肝炎患者からの相談に対する補助ツールとして活用することができる相談支援システムの運用等を行う。

4. 国民に対する正しい知識の普及

2億円 (2億円)

○肝炎総合対策推進国民運動(知って、肝炎プロジェクト)による普及啓発の推進

・ 都道府県等や民間企業と連携した多種多様な媒体を活用した効果的な情報発信を通じ、肝炎に関する知識や肝炎ウイルス検査の必要性などをわかりやすく伝える啓発事業を展開する。

5. 研究の推進

37億円 (36億円)

・ 「肝炎研究10カ年戦略」を踏まえ、B型肝炎の画期的な新規治療薬の開発や肝硬変の病態解明と新規治療法の開発等を目指した実用化研究と、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる行政的な課題を解決するための政策研究を推進する。特にB型肝炎治療薬の創薬に関する研究などが進展し、新たな段階に進むことに伴う研究費の増加に対する措置を行う。

(参考) B型肝炎訴訟の給付金などの支給

1,173億円 (1,187億円)

2. 肝炎総合対策

肝炎対策基本法 (平成21年法律第97号)

目的 (第1条)

- ・肝炎対策に関する**基本理念**を定める (第2条)
- ・国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の**責務**を明らかにする (第3条～第7条)
- ・肝炎対策の推進に関する**指針の策定**を定める (第9条～第10条)
- ・肝炎対策の**基本となる事項**を定める (第11条～第18条)

基本的施策 (第11条～第18条)

予防・早期発見の推進

(第11条～第12条)

- ・肝炎の予防の推進
- ・肝炎検査の質の向上 等

研究の推進 (第18条)

肝炎医療の均てん化の促進 (第13条～第17条)

- ・医師その他の医療従事者の育成
- ・医療機関の整備
- ・肝炎患者の療養に係る経済的支援
- ・肝炎医療を受ける機会の確保
- ・肝炎医療に関する情報の収集提供体制の整備 等

実施に当たり
肝炎患者の
人権尊重・
差別解消
に配慮
(第2条第4号)

肝炎対策基本指針策定 (第9条～第10条)

肝炎対策推進協議会

- ・肝炎患者等を代表する者
- ・肝炎医療に従事する者
- ・学識経験のある者

関係行政機関

設置

意見

資料提出等、
要請

協議

厚生労働大臣

策定

肝炎対策基本指針 (平成23年5月16日策定 平成28年6月30日改正)

- 公表
- 少なくとも5年ごとに検討、必要に応じ変更**
9つの項目に関して取り組む内容を規定
 - ・基本的な方向
 - ・肝炎予防
 - ・肝炎検査
 - ・肝炎医療体制
 - ・人材育成
 - ・調査研究
 - ・医薬品研究
 - ・啓発人権
 - ・その他重要事項

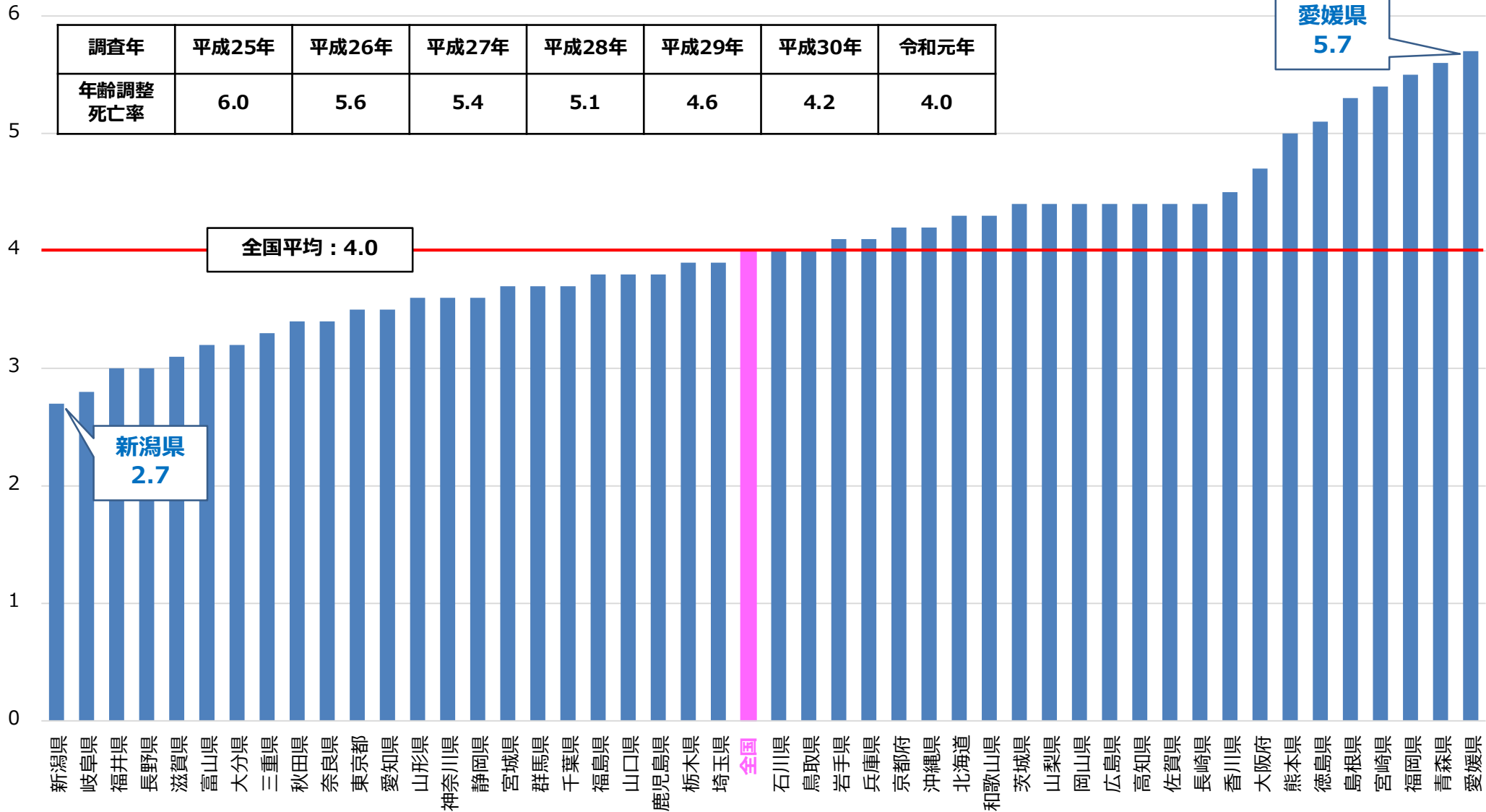
肝炎対策基本指針の概要

平成23年 5月16日策定
平成28年 6月30日改正

事項	項目	主な内容
第1	肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向	<ul style="list-style-type: none">○ 肝硬変又は肝がんへの移行者を減らすことを目標とし、肝がんのり患率を出来るだけ減少させることを指標として設定すること。
第2	肝炎の予防のための施策に関する事項	<ul style="list-style-type: none">○ 新たな感染を予防するため、肝炎についての正しい知識を普及することが必要であること。○ B型肝炎母子感染予防対策の取組を進めること、B型肝炎ワクチンの定期接種を推進していくこと。
第3	肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	<ul style="list-style-type: none">○ 全ての国民が少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受けることが必要であることを周知すること。○ 受検者の利便性に配慮して肝炎ウイルス検査を受検できる体制の整備等を引き続き進めること。○ 健康診断時等に併せて肝炎ウイルス検査が実施されるよう、医療保険者や事業主等の関係者の理解を得て、その促進に取り組むこと。
第4	肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項	<ul style="list-style-type: none">○ 全ての肝炎患者等が継続的かつ適切な肝炎医療を受けられるよう、地域での肝炎診療ネットワークの構築をさらに進める必要があること。○ 受診勧奨及び肝炎ウイルス検査後のフォローアップに関する取組を推進すること。○ 働きながら継続的に治療を受けることができるよう、事業者等の関係者の理解及び協力を得られるように啓発を行う必要があること。
第5	肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する事項	<ul style="list-style-type: none">○ 肝炎医療コーディネーター等の、肝炎の感染予防について知識を持つ人材や、感染が判明した後に適切な肝炎医療に結びつけるための人材を育成することが必要であること。
第6	肝炎に関する調査及び研究に関する事項	<ul style="list-style-type: none">○ これまでの成果を肝炎対策に適切に反映するため、研究実績を総合的に評価、検証するとともに、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる肝炎研究を推進すること。
第7	肝炎医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項	<ul style="list-style-type: none">○ 肝炎医療に係る最近の動向を踏まえ、特に、B型肝炎、肝硬変の治療に係る医薬品を含めた、肝炎医療に係る新医薬品等の研究開発の促進、治験及び臨床研究の推進、審査の迅速化等が必要であること。
第8	肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項	<ul style="list-style-type: none">○ 肝炎ウイルス検査の受検勧奨や新たな感染の予防、不当な差別を防ぎ、肝炎患者等の人権を守り、社会において安心して暮らせる環境をつくるため、普及啓発が必要であること。
第9	その他肝炎対策の推進に関する重要事項	<ul style="list-style-type: none">○ 肝炎患者等及びその家族等に対する支援の強化及び充実を図ること。○ 肝硬変及び肝がん患者に対する更なる支援の在り方について、検討を進めること。○ 国は、都道府県に対して、地域の実情に基づき関係者と協議のうえ、肝炎対策に係る計画及び目標の設定を図る様に促すこと。○ 国民一人一人が、自身の肝炎ウイルス感染の有無を確認すること、感染の可能性がある行為について正しい知識を持ち、新たな感染が生じないように適切に行動すること、肝炎患者等に対する不当な差別が生じること等のないよう、正しい知識を身につけ、適切な対応に努めること。

肝がん年齢調整死亡率

都道府県別、肝がん75歳未満年齢調整死亡率（人口10万対、令和元年）



3. 都道府県の肝炎対策に係る計画等

都道府県の肝炎対策に係る計画や目標の策定状況（令和元年度）

○ 全ての都道府県で肝炎対策に係る計画や目標を策定し、目標等の達成状況を把握している。

肝炎対策の推進に関する基本的な指針（平成28年6月30日改正）

第1 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向

（1）基本的な考え方

（前略）なお、国及び地方公共団体が肝炎対策を実施するに当たっては、その目標、具体的な指標等を設定し、定期的にその達成状況を把握し、必要に応じて施策の見直しを検討することが重要である。

	数値目標を定めている	数値目標以外の目標を定めている	目標を定めていない
47都道府県	43	4	0

	目標等の達成状況の把握		
	毎年度把握	目標改定年度把握	把握していない
47都道府県	36	11	0

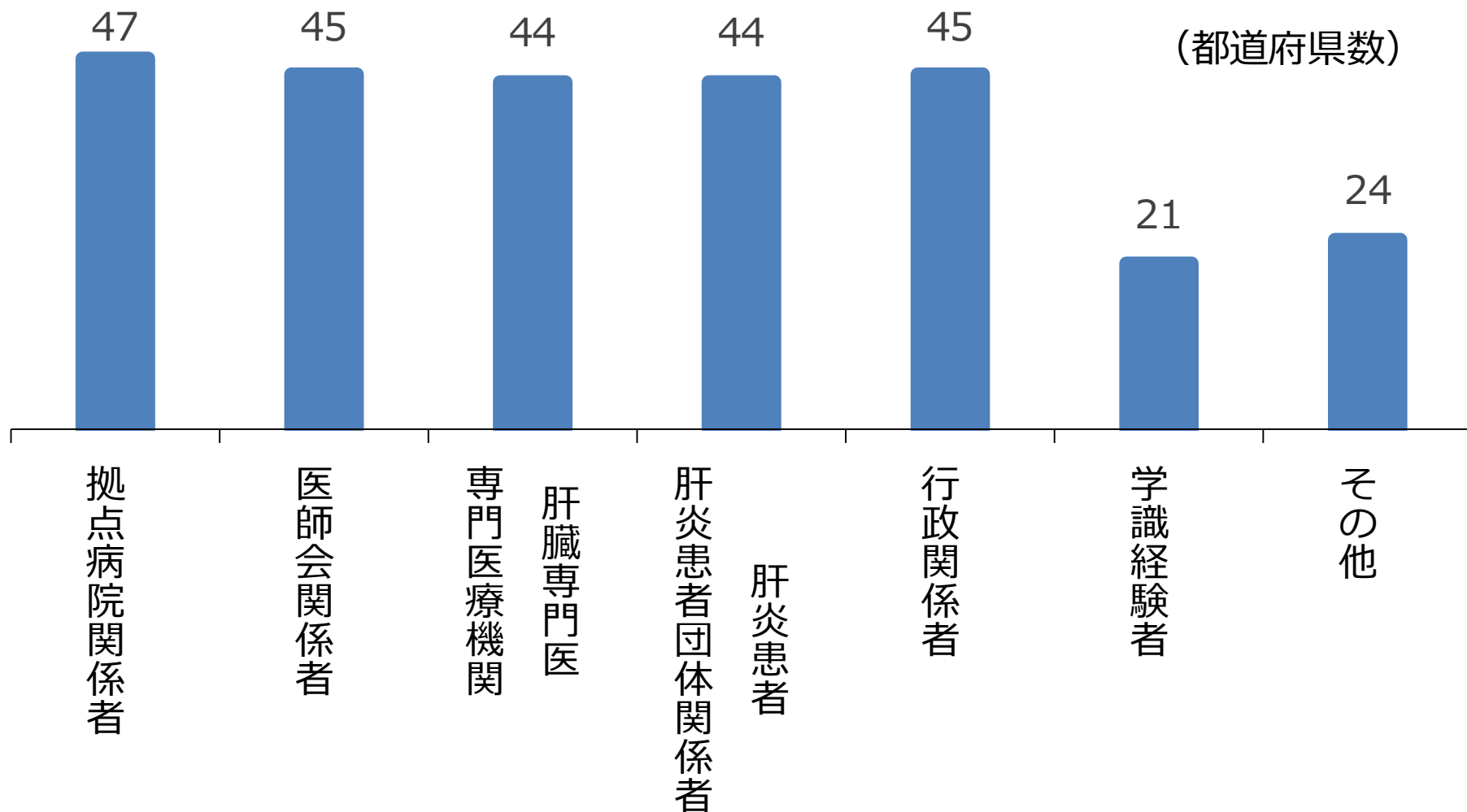
肝炎対策協議会の開催状況（令和元年度）

- 令和元年度は新型コロナウイルス感染症の影響等により肝炎対策協議会を開催した都道府県が減少したが、平成30年度はすべての都道府県で開催。

肝炎対策協議会を開催した都道府県		36 / 47
開催回数	1回	31 / 38
	2回	5 / 8
	3回以上	0 / 1
肝炎患者・肝炎患者団体関係者を委員に含む		44 / 44
会議を公開している		43 / 43
議事録又は議事概要を公開している		33 / 33

※（令和元年度／平成30年度）

都道府県の肝炎対策協議会の構成メンバー（令和元年度）



その他の構成メンバー：病院協会、薬剤師会、看護協会、保険者、健診機関、報道関係者、
歯科医師会、労働団体、肝炎医療コーディネーター 等

肝炎対策協議会の主な議題（令和元年度）

○令和元年度は新型コロナウイルス感染症の影響等により肝炎対策協議会を開催した都道府県が減少。

	都道府県数
肝炎に関する計画、目標等について	27/33
予算の報告、実績報告について	33/41
肝炎治療特別促進事業について	21/26
重症化予防推進事業について	24/26
肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について	25/39
医療体制について	16/21
肝炎医療コーディネーターについて	24/31
普及啓発について	14/20
就労支援について	0/0
差別偏見について	1/0

※（令和元年度／平成30年度）

4. 肝炎ウイルス検査と重症化予防の推進

肝炎患者等の重症化予防推進事業の流れ

事業概要

肝炎ウイルス陽性者を早期に発見するとともに、相談やフォローアップにより陽性者を早期治療に繋げ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図る。

自治体実施する肝炎ウイルス検査

特定感染症検査等事業

健康増進事業

その他（職域検査、妊婦健診、手術前検査）

陽性者

フォローアップ事業の対象者

重症化予防推進事業（都道府県、政令市及び特別区）

健康増進事業（市町村）

<フォローアップ方法>

対象者に対し、同意を得た上で、調査票を年1回送付する等により医療機関の受診状況や診療状況を確認し、未受診の場合は、必要に応じて電話等により受診を勧奨



初回精密検査の費用助成

定期検査の費用助成



治療対象
肝炎治療特別促進事業
(医療費助成)



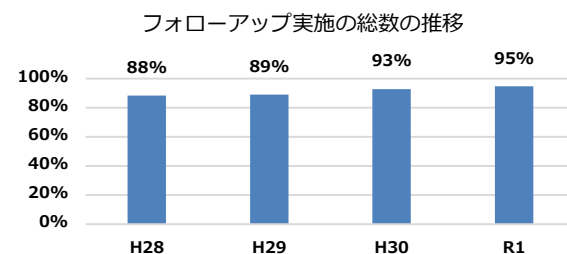
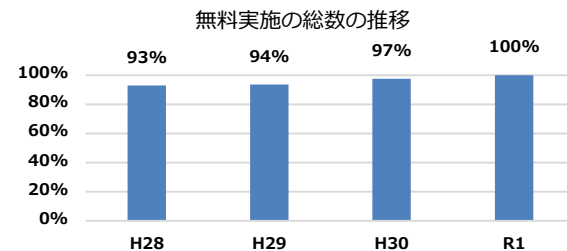
都道府県などの肝炎ウイルス検査の実施状況（令和元年度）

【特定感染症検査等事業】

- 令和元年度に、特定感染症検査等事業の肝炎ウイルス検査は全て無料で実施。
- フォローアップを実施する自治体も増加。

	肝炎ウイルス検査の無料実施		陽性者 フォロー アップ の実施
	保健所	委託医療 機関	
47都道府県	47	39	46
保健所設置市（84）	84	60	78
うち政令指定都市 （20）	20	19	20
特別区（23）	23 [*]	17	22
総数（154）	154	116	146

* 地方自治体の独自事業による実施を含む



フォローアップ同意書取得	保健所	委託機関
検査前	14	20
陽性時	36	18
初回精密検査申請時	24	17
定期検査費用助成申請時	19	9

41都道府県で
フォローアップの継続を実施してい
る。

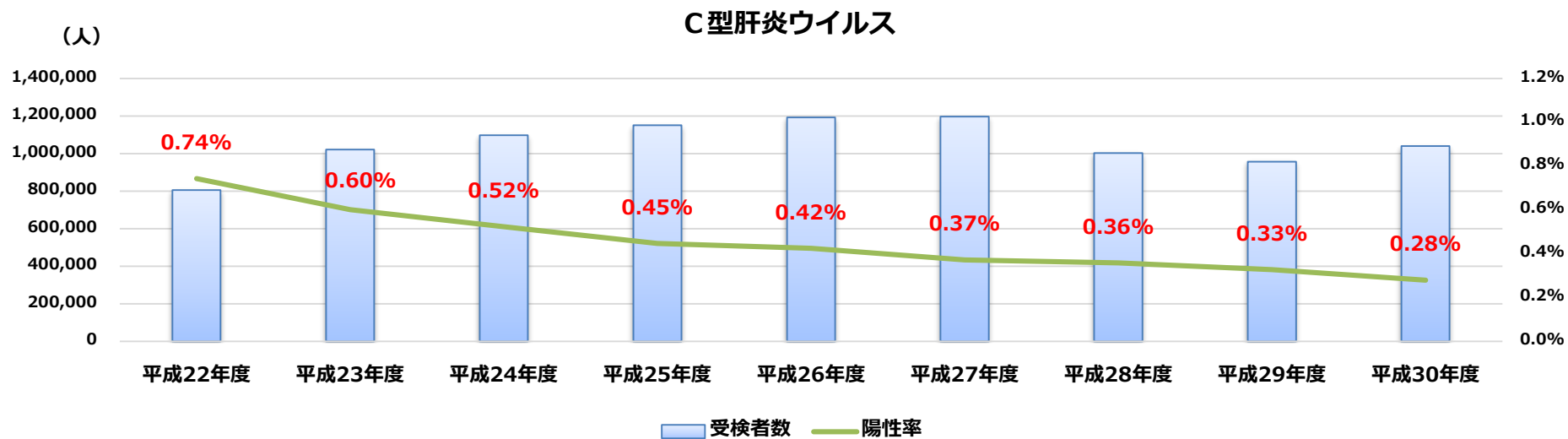
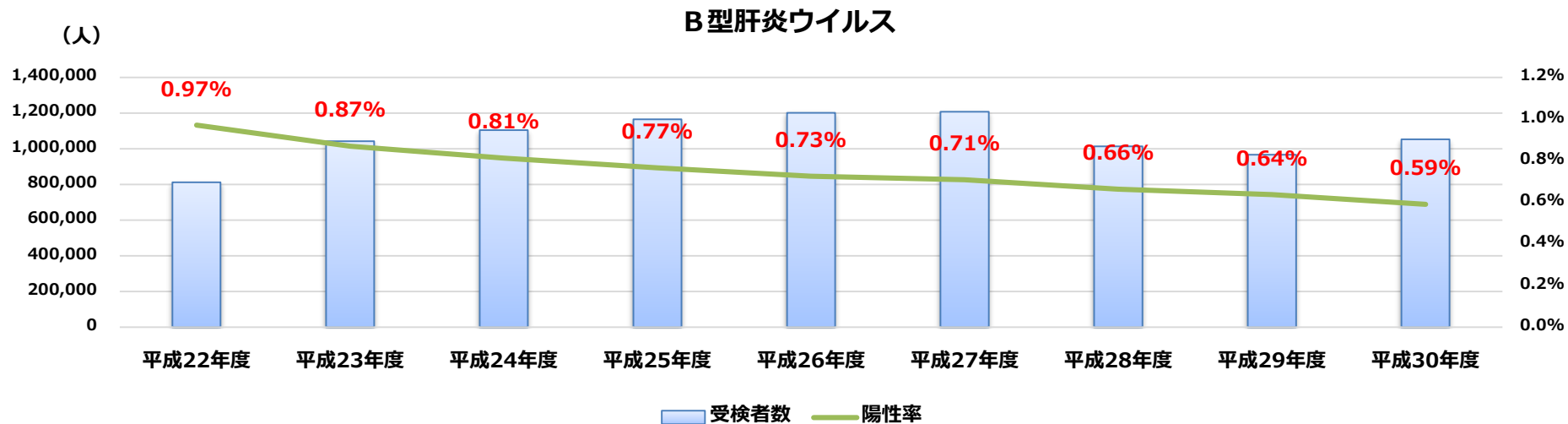
市町村の肝炎ウイルス検診の実施状況（令和元年度）

【健康増進事業】

- 1,656市区町村で健康増進事業での肝炎ウイルス検診を実施しており、このうち、1,543市区町村（93%）で40歳以上の一定の対象者に無料で実施（平成28年度は73%）。

※括弧内は自治体数	肝炎ウイルス検診の実施				無料実施あり
	実施場所（複数回答あり）				
	集団健診	委託医療機関	保健所 保健センター		
市町村（1,718）	1,633	1,359	846	33	1,520
うち保健所設置市（84）	55	35	53	4	53
うち政令指定都市（20）	5	3	4	0	5
特別区（23）	23	1	23	0	23
総数（1,741）	1,656	1,360	869	33	1,543

地方自治体の肝炎ウイルス検査の受検者数・陽性率の推移



平成29年度までは、「特定感染症検査等事業、健康増進事業実績報告」（厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課 肝炎対策推進室調べ）、平成30年度は、健康増進事業については、「平成30年度地域保健・健康増進事業報告（健康増進編）」（政府統計）、特定感染症検査等事業については、「特定感染症検査等事業実績報告」（厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課 肝炎対策推進室調べ）による。

都道府県などの肝炎ウイルス検査の周知方法（令和元年度）

【特定感染症検査等事業】

※括弧内は (検診実施自治体数/自治体数)		HPに 掲載	広報誌に 掲載	役場、保健所 の掲示版 ポスター等	新聞等 マスコミを 使った告知	イベント にて周知	個別 案内	他団体 協力	その他
保健所 実施	都道府県 (47/47)	47	23	35	22	27	0	12	10
	保健所設置市 (68/84)	66	59	34	9	23	5	2	16
	うち政令指定都市 (14/20)	13	9	6	2	5	1	0	3
	特別区 (13/23)	12	11	7	0	0	2	0	2
委託医療 機関実施	都道府県 (39/47)	39	12	23	15	22	1	14	7
	保健所設置市 (60/84)	56	44	35	3	17	16	4	14
	うち政令指定都市 (19/20)	19	11	13	1	6	9	2	4
	特別区 (17/23)	16	15	7	0	3	6	2	3

市町村の肝炎ウイルス検診の周知方法（令和元年度）

【健康増進事業】

○ 個別案内・勧奨が最も多く、令和元年度は1,470市区町村で実施している。

※括弧内は (検診実施自治体数/自治体数)	HPに 掲載	広報誌に 掲載	役場、保健所 の掲示版 ポスター等	新聞等 マスコミを 使った告知	イベント にて周知	他団体 協力	その他	個別案内 ・勧奨
市町村 (1,633/1,718)	1,217	1,276	439	53	137	162	697	1,448
うち保健所設置市 (54/84)	54	49	34	1	12	9	19	50
うち政令指定都市 (5/20)	5	5	2	0	1	1	2	5
特別区 (23/23)	22	22	12	0	8	2	4	22
総数 (1,656/1,741)	1,239	1,298	451	53	145	164	701	1,470

肝炎ウイルス検査の利便性を高める取組（令和元年度）

【特定感染症検査等事業】

※括弧内は （検診実施自治体数/自治体数）		出張型検査	他の検査と 同時検査	職域検診時に 同時検査	時間外に実施	その他
保健所実施	都道府県（47/47）	6	43	-	20	2
	保健所設置市（68/84）	3	59	-	22	3
	うち政令指定都市 （14/20）	1	11	-	6	0
	特別区（13/23）	0	9	-	1	2
委託医療機関実施	都道府県（39/47）	10	7	8	9	10
	保健所設置市（60/84）	5	26	3	18	12
	うち政令指定都市 （19/20）	2	11	1	6	2
	特別区（17/23）	0	8	0	10	2

市町村の肝炎ウイルス検診の利便性を高める取組（令和元年度）

【健康増進事業】

- 他の検査と同時検査が最も多く、1,590市区町村で実施している。
- 1,026市区町村が休日に肝炎ウイルス検診を実施している。

※括弧内は (検診実施自治体数/自治体数)	出張型検査	他の検査と 同時検査（※）	職域検診時の 同時検査	時間外 (夜間・土日祝) の実施	その他
市町村 (1,633/1,718)	128	1,569	89	1,013	66
うち保健所設置市 (54/84)	15	53	4	31	4
うち政令指定都市 (5/20)	1	4	1	2	2
特別区 (23/23)	0	21	1	13	1
総数 (1,656/1,741)	128	1,590	90	1,026	67

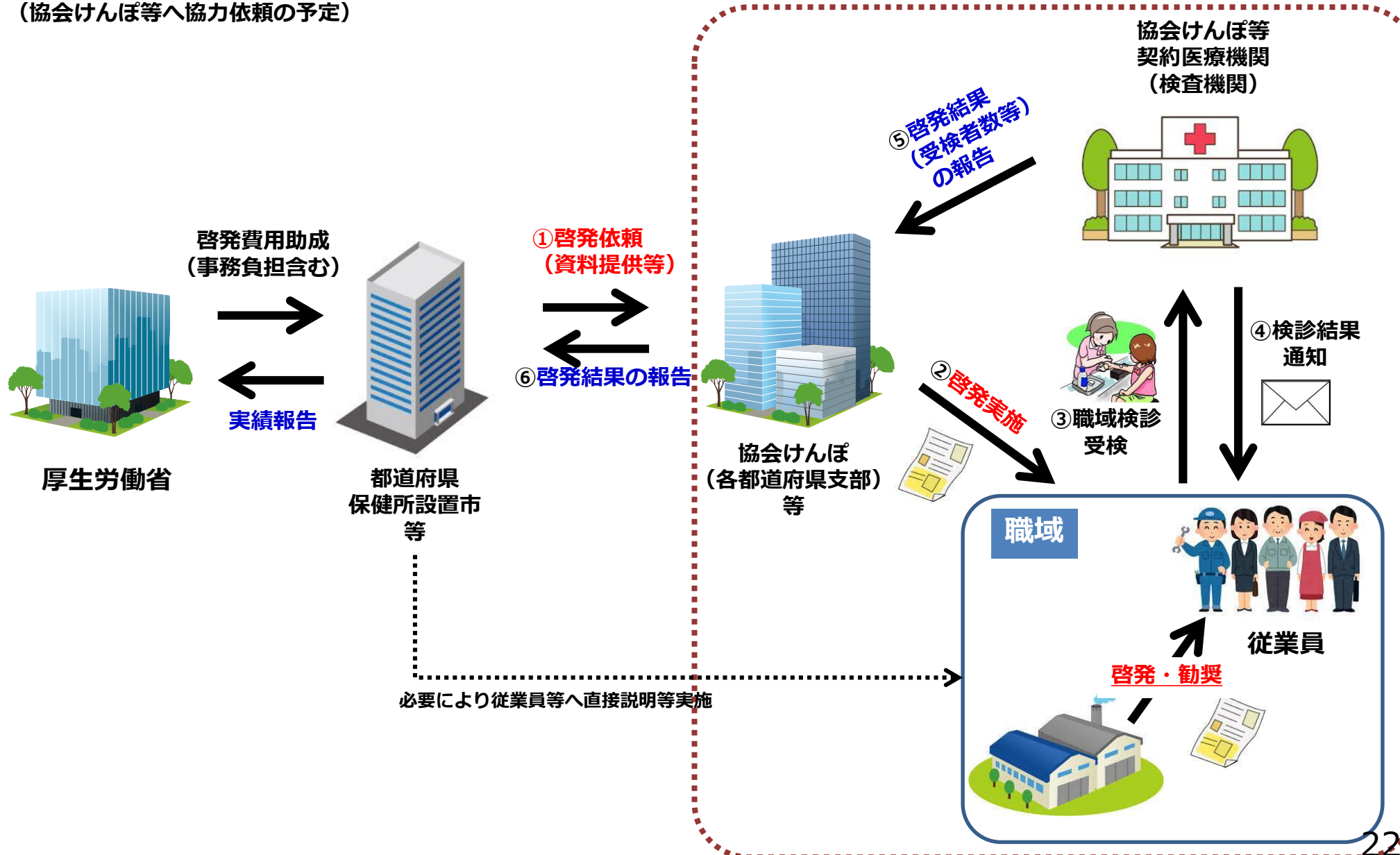
(※) がん検診 (1,215)、特定健診 (1,527)、その他 (175)

職域検査促進事業

(協会けんぽ等との連携)

職域検診における肝炎ウイルス検査の実施を促すため、職域への啓発を実施する（実施の詳細は関係者間で調整）。

(協会けんぽ等へ協力依頼の予定)



職域検査促進事業について（令和元年度）

- 平成29年度より職域検査促進事業を開始。令和元年度実施の都道府県は21、保健所設置市は8で、職場の健診に合わせて行う肝炎ウイルス検査の受検を勧奨している自治体が増加（平成30年度の実施都道府県数、保健所設置市数は、それぞれ15、5）。

※括弧内は（実施自治体数/自治体数）	連携先（複数回答あり）			
	協会けんぽ	健保組合	事業所	その他
都道府県（21/47）	15	7	4	8
保健所設置市（8/84）	4	1	2	4

※括弧内は（実施自治体数/自治体数）	啓発方法（複数回答あり）		
	ポスター・リーフレット作成	イベント・セミナー・講演会等	その他
都道府県（21/47）	17	9	12
保健所設置市（8/84）	5	0	5

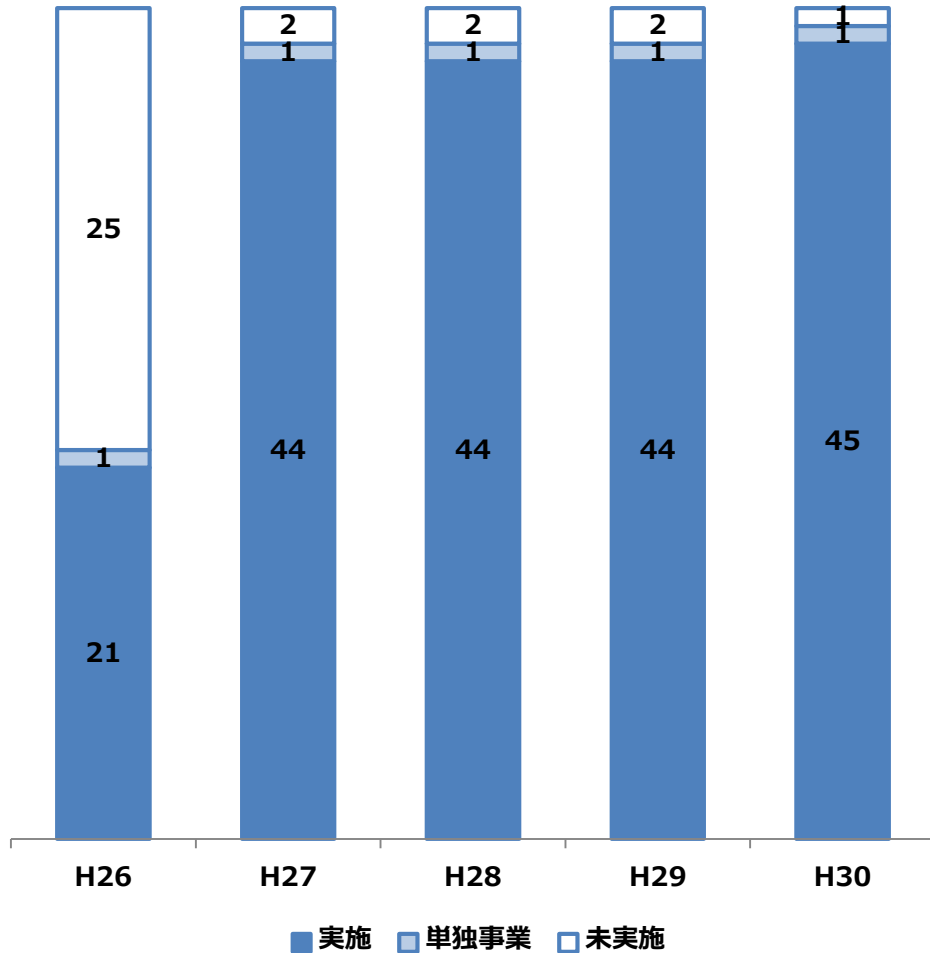
重症化予防推進事業の実施状況

事業概要

利用者の利便性に配慮した肝炎ウイルス検査を実施することにより肝炎ウイルス陽性者を早期に発見するとともに、相談やフォローアップにより陽性者を早期治療に繋げ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図ることを目的とする。

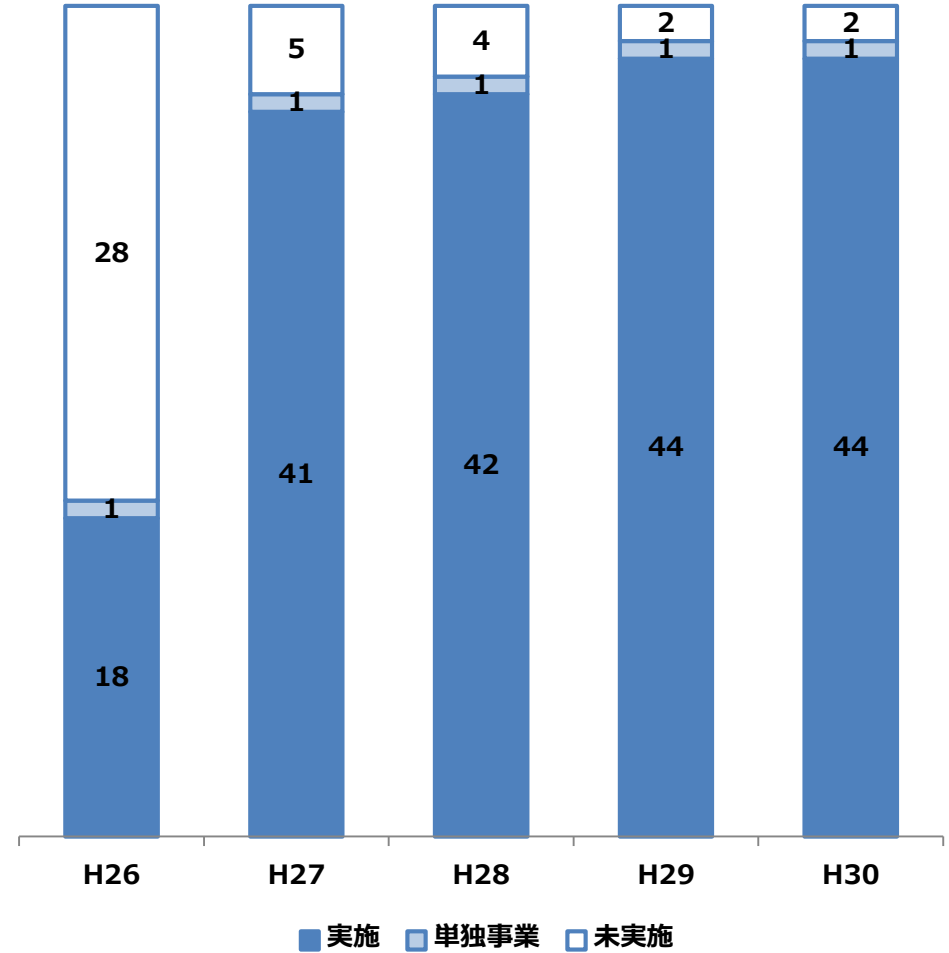
初回精密検査

(都道府県数)



定期検査

(都道府県数)



初回精密検査費用助成の受給者数（平成30年度）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受給者数（人）	1,240	1,026	1,071

(人)

200

180

160

140

120

100

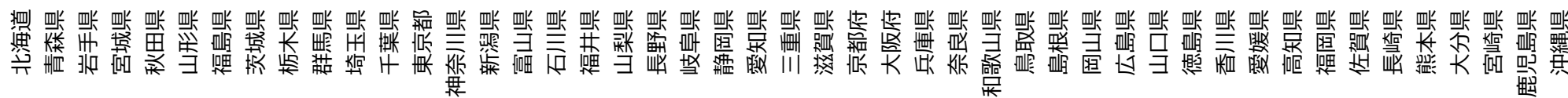
80

60

40

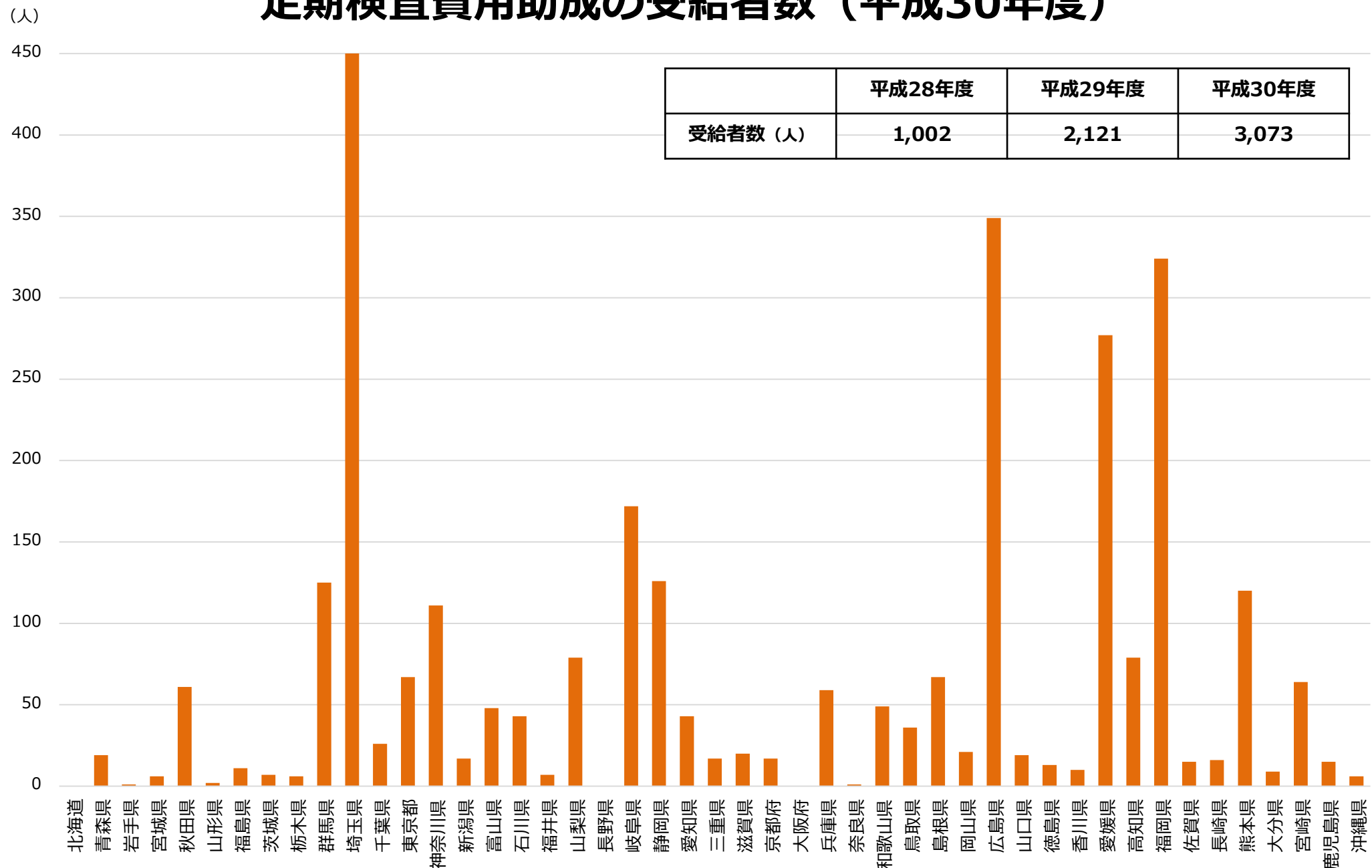
20

0



定期検査費用助成の受給者数（平成30年度）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受給者数（人）	1,002	2,121	3,073



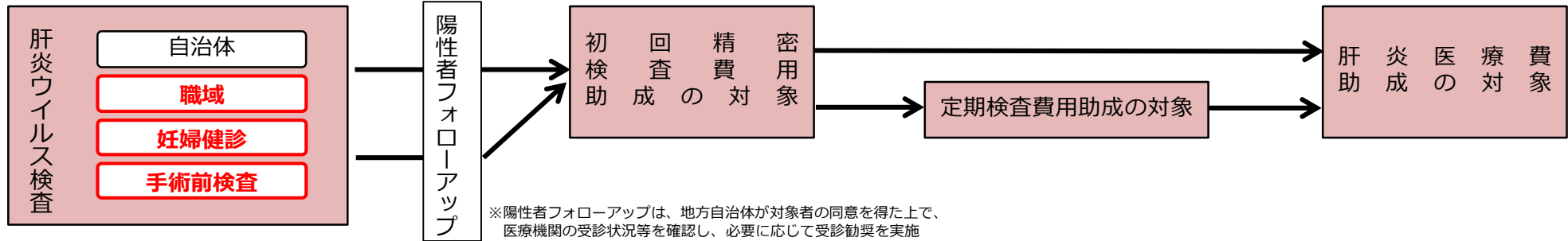
検査費用助成の拡充

初回精密検査費用助成の変遷

【初回精密検査費用の助成対象の拡充】

事業開始時、初回精密検査費用の助成は、自治体検査で陽性となった者が対象

令和元年度より、職域での検査で陽性となった者、令和2年度より、妊婦健診・手術前検査の肝炎ウイルス検査で陽性となった者を初回精密検査の助成対象とすることで、これまでカバーしきれていない層にアプローチするとともに、陽性者フォローアップを行い重症化予防を推進。



定期検査費用助成の変遷		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
助成回数		年1回	年2回	年2回	年2回
対象となる所得階層及び自己負担限度月額	住民税非課税世帯	無料	無料	無料	無料
	世帯の市町村民税課税年額235,000円未満	-	-	慢性肝炎：3千円/回 肝硬変・肝がん：6千円/回	慢性肝炎：2千円/回 肝硬変・肝がん：3千円/回

医師の診断書

- ・定期検査費用の初回申請時及び病態進展時に必要
- ・平成30年度から医師の診断書に代わる資料により医師の診断書の提出が省略可能（病態進展時を除く）
 - ・1年以内に肝炎治療特別推進事業で医師の診断書を提出
 - ・医師の診断書以外のもので、都道府県が定める方法で病態が確認できる場合

初回精密検査の勧奨方法（令和元年度）

【特定感染症検査等事業】

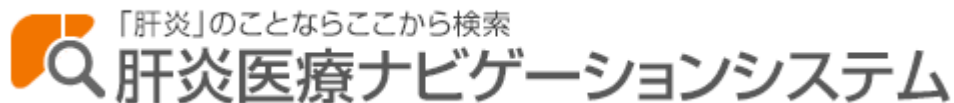
※括弧内は (フォローアップ実施自治体数/自治体数)		受検可能な 医療機関案内	医療機関への 紹介状の交付	助成制度 の案内	特になし	その他	
						具体例	
保健所実施	都道府県 (46/47)	30	19	45	1	4	・拠点病院によるフォローアップ、検査結果にチラシを同封 等
	保健所設置市 (61/84)	35	29	59	0	2	・市の陽性者サポート事業について説明 等
	うち政令指定都市 (12/20)	9	5	11	0	0	
	特別区 (11/23)	4	6	10	0	2	・東京都のフォローアップを紹介 等
委託医療機関実施	都道府県 (38/47)	22	14	37	1	6	・検査を実施した医療機関から周知 等
	保健所設置市 (56/84)	32	15	51	4	1	
	うち政令指定都市 (19/20)	11	4	18	1	1	・肝炎手帳、リーフレットの配付 等
	特別区 (17/23)	4	1	17	0	0	

初回精密検査後の要医療者に対する勧奨方法（令和元年度）

【特定感染症検査等事業】

※括弧内は (フォローアップ実施自治体数/自治体数)		医療機関の 案内	医療機関への 紹介状の交付	助成制度 の案内	特になし	その他	具体例
保健所実施	都道府県 (46/47)	32	8	40	4	6	・受診状況の確認(調査票の送付、 電話) ・フォローアップシステムへの 登録勧奨 等
	保健所設置市 (61/84)	21	3	33	22	6	・肝炎かかりつけ医と連携した 勧奨 等
	うち政令指定都市 (12/20)	6	0	7	4	1	・初回精密検査以降は県が フォローアップ実施
	特別区 (11/23)	2	2	4	4	2	・フォローアップ同意書の提出者 に送付している調査書に基づい た受診勧奨 等
委託医療機関実施	都道府県 (38/47)	24	4	32	3	9	・拠点病院によるフォロー アップ 等
	保健所設置市 (56/84)	14	1	23	29	5	・電話による状況把握 等
	うち政令指定都市 (19/20)	6	0	8	10	1	・各医療機関が指導
	特別区 (17/23)	2	1	6	10	1	・医療機関の受診状況等に関する 調査票の送付 等

肝炎医療ナビゲーションシステム



肝炎ウイルス検査ができる病院などをウェブで検索できるシステム

- 肝炎ウイルス検査を受けられる全国の拠点病院、専門医療機関、保健所、委託医療機関、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の指定医療機関等の検索が可能



肝ナビ(肝炎医療ナビゲーションシステム)は、Web上で地図の位置や付随する情報を発信する検索ツールです。
拠点病院、専門医療機関、保健所、委託医療機関、指定医療機関、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業等の検索が可能です。
>> 携帯電話(ワイヤードアット)はここにアクセスしてください。
各データについては2016年から現在までに収集した情報が表示されており、今後も随時更新されます。

肝炎検査を受けられる病院を表示するときは「肝炎検査」ボタンを、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の指定医療機関を表示するときは「指定医療機関」ボタンをそれぞれクリックすることで表示内容が切り替わります。



- ✓ 「地図から探す」をクリックすると、検索したい地域の地図が表示され、肝炎検査のできる病院を簡単に探すことが可能
- ✓ GPS機能で現在地を特定し、最寄りの施設がどこなのかがわかる
- ✓ データ通信の安全性を確保するためにSSLとよばれる暗号化通信を採用

肝炎は早期発見が大切です!



右のボタンをクリックすると地図から肝炎検査を受けられる病院を検索できます。

全国地図から探す

ボタンを押すと全国の地図が開きます



5. 肝疾患治療の促進

肝炎治療促進のための環境整備

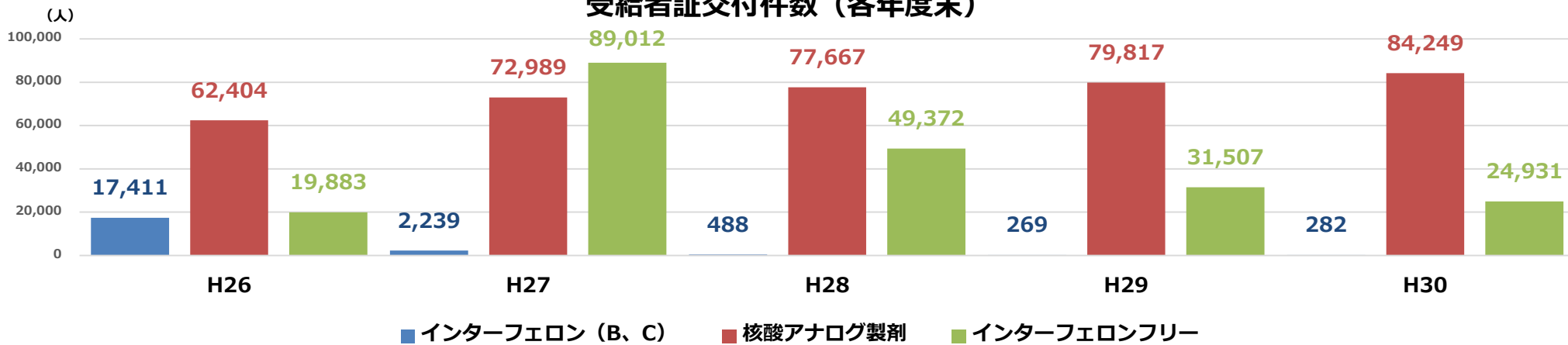
肝炎治療特別促進事業（医療費助成）

B型ウイルス性肝炎に対するインターフェロン治療と核酸アナログ製剤治療、C型ウイルス性肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療とインターフェロンフリー治療への医療費助成を行う。

実施主体	都道府県
対象者	B型・C型ウイルス性肝炎患者
対象医療	B型慢性活動性肝炎に対するインターフェロン治療 ・インターフェロンあるいはペグインターフェロン単剤 B型慢性肝疾患に対する核酸アナログ製剤治療 C型慢性肝疾患の根治を目的としたインターフェロン治療 ・インターフェロンあるいはペグインターフェロン単剤 ・インターフェロンあるいはペグインターフェロン+リバビリン併用 C型慢性肝疾患の根治を目的としたインターフェロンフリー治療
自己負担 限度月額	原則1万円（ただし、上位所得階層については2万円）
財源負担	国：地方＝1：1
令和3年度 予算案	74億円

肝炎治療促進のための環境整備

受給者証交付件数（各年度末）



<対象となる医療の拡充>



(※) 初回の交付申請後3年以内は診断書（あるいはそれに代わるもの）ではなくお薬手帳の提出のみとし、毎年の認定協議会の開催を省略できることとした。（ただし、省略するかについては各都道府県の判断による。）

6. 肝疾患診療体制の整備

肝炎対策における肝疾患診療連携拠点病院の位置付け

肝疾患診療連携拠点病院 (都道府県に原則 1カ所)

47都道府県・71施設
(令和2年12月時点)

国立国際医療研究センター 肝炎・免疫研究センター 肝炎情報センター

連携・支援

- ① 肝疾患に係る一般的な医療情報の提供
- ② 都道府県内の医療機関等に関する情報の収集や紹介
- ③ 医療従事者や地域住民を対象とした研修会・講演会の開催や肝疾患に関する相談支援
- ④ 肝疾患に関する専門医療機関と協議の場の設定+肝がんに対する集学的治療を行うことができる医療機関

連携・支援
技術指導

- ① 専門医等による診断と治療方針の決定
- ② 抗ウイルス療法の適切な実施
- ③ 肝がんの高危険群の同定と早期診断

肝疾患専門医療機関 (2次医療圏に1カ所以上)

約3,700施設
(令和2年3月時点)



健診部門

紹介

健診機関

相互
紹介

診療所・病院

紹介

保健所

紹介

その他

肝炎ウイルス検査

国民

拠点病院等連絡協議会の開催状況（令和元年度）

○ 令和元年度は、新型コロナウイルスの影響等により拠点病院等連絡協議会を開催した都道府県が減少。

拠点病院等連絡協議会が開催された都道府県		37/44
開催回数（県内の合計）	1回	25/24
	2回	12/19
	3回以上	0/1
肝炎対策協議会と兼ねて開催		1/1

複数の拠点病院がある場合の開催状況（※複数の拠点病院がある都道府県は15）

拠点病院ごとに連携をとり開催	10/12
各拠点病院単独で開催	2/2

※（令和元年度/平成30年度）

肝疾患診療連携拠点病院、専門医療機関の選定状況

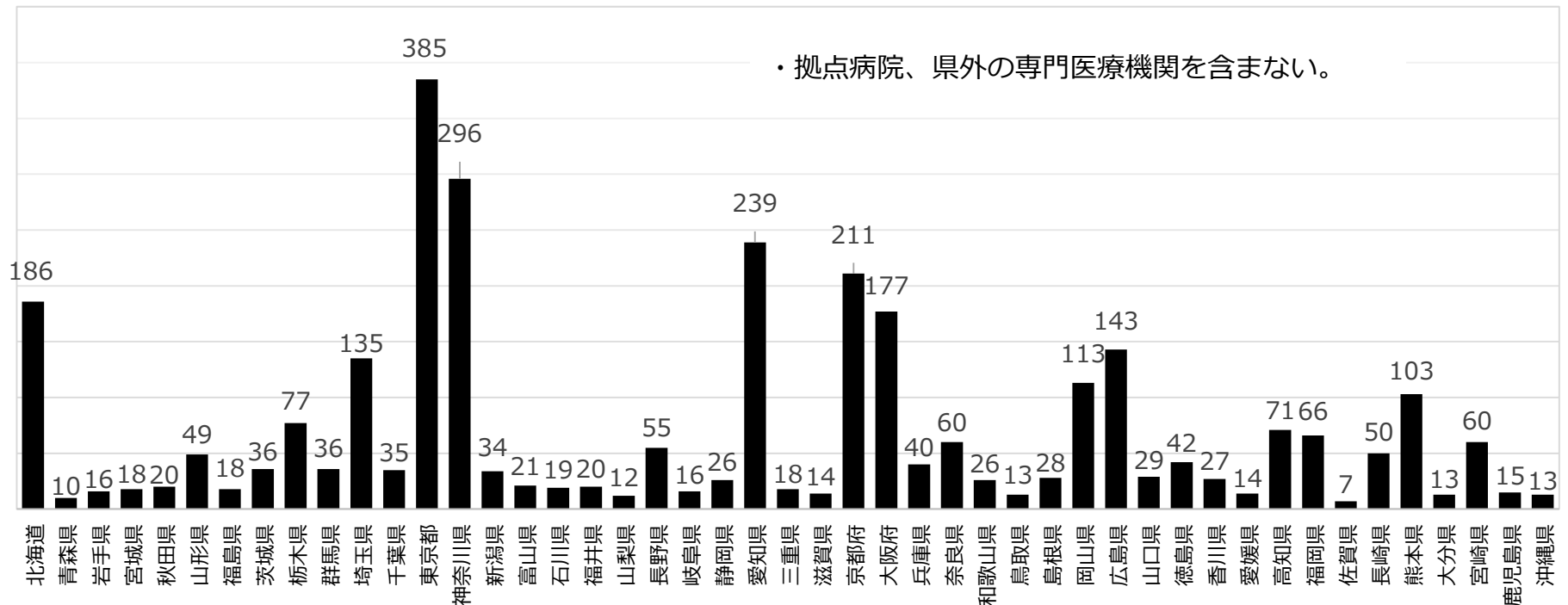
1. 肝疾患診療連携拠点病院の選定状況：全国71か所（令和2年度）

○ 71か所すべての拠点病院で、肝疾患相談・支援センターを設置

○ 複数の拠点病院がある都道府県は、以下のとおり。（括弧内は箇所数）

北海道（3）	秋田県（2）	茨城県（2）	栃木県（2）	東京都（2）
神奈川県（5）	富山県（2）	静岡県（2）	愛知県（4）	滋賀県（2）
京都府（2）	大阪府（5）	和歌山県（2）	広島県（2）	香川県（2）

2. 専門医療機関の選定状況：全国3,112か所（令和元年度）（※平成30年度3,064か所）



「令和2年度肝炎対策に関する調査（調査対象H31.4.1～R2.3.31）」（厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課 肝炎対策推進室調べ）より

肝疾患診療連携拠点病院と専門医療機関の状況（令和元年度）

	専門医療機関を指定	指定要件を定めている	要件を満たしているかを定期的に把握		要件を満たしているかを認定時のみに把握	
			厚労省の通知に準拠	自治体独自で基準を設定	要件を満たしているかを定期的に把握	要件を満たしているかを認定時のみに把握
47都道府県	47	47	45	2	20	27

		都道府県
全ての要件を満たしている		40
満たしていない 医療機関がある	①専門的な知識を持つ医師による診断（活動度及び病期を含む）と治療方針の決定が可能	4
	②インターフェロンなどの抗ウイルス療法が可能	3
	③肝がんの高危険群の同定と早期診断が可能	3
	④学会等の診療ガイドラインに準ずる標準的治療を行っている	4
	⑤肝疾患についてセカンドオピニオンを提示する機能を持つか施設間連携によって対応できる体制を有する	4
	⑥かかりつけ医等地域の医療機関への診療支援等の体制を有する	3

（上記①～⑥のうち①～③が必要的要件。ただし、①については緩和措置有り。）

肝疾患患者相談支援システムについて

■ 政策、制度概要

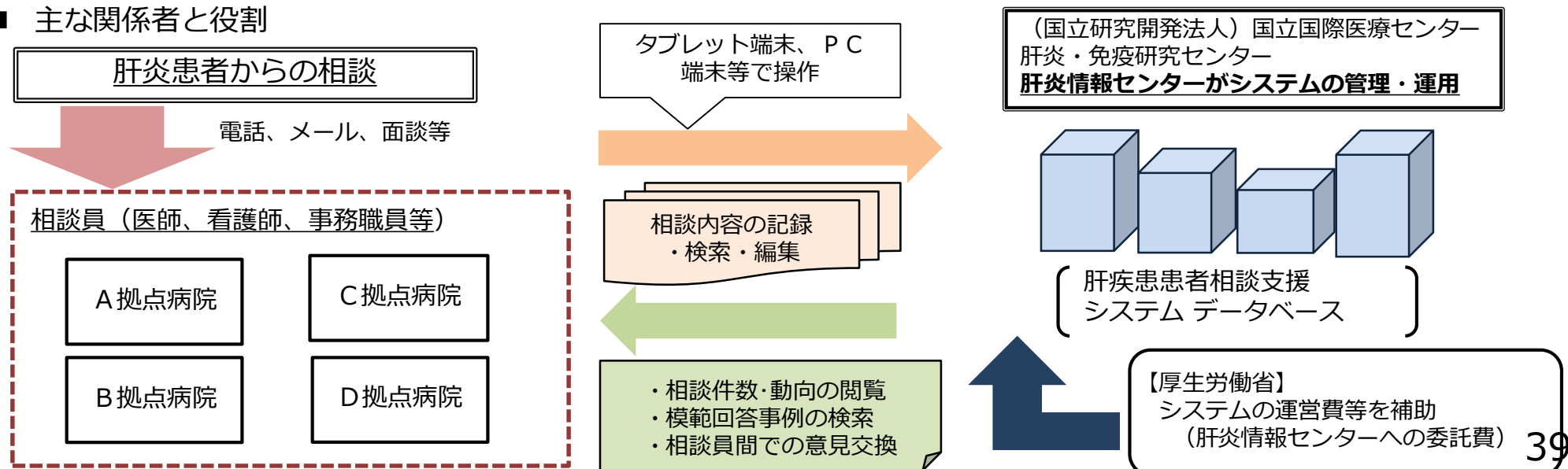
「肝炎対策基本指針」第4（2）シにおいて、「肝炎患者等への相談対応について、都道府県及び肝疾患診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）は、地域の実情に応じて適切な体制を整備する。」とされており、様々な状況におかれた肝炎患者等の相談体制を充実させることが求められているところ。

このため、平成26年度から28年度まで厚生労働科学研究費補助金「肝疾患患者を対象とした相談支援システムの構築・運用・評価に関する研究」において、「肝疾患患者相談支援システム」を構築し、研究協力機関にて試験的運用をしてきたところ。運用の結果、当該システムの有用性が認められることから、全国の拠点病院に導入し、肝炎患者の相談支援に活用することとする。

■ 対象業務

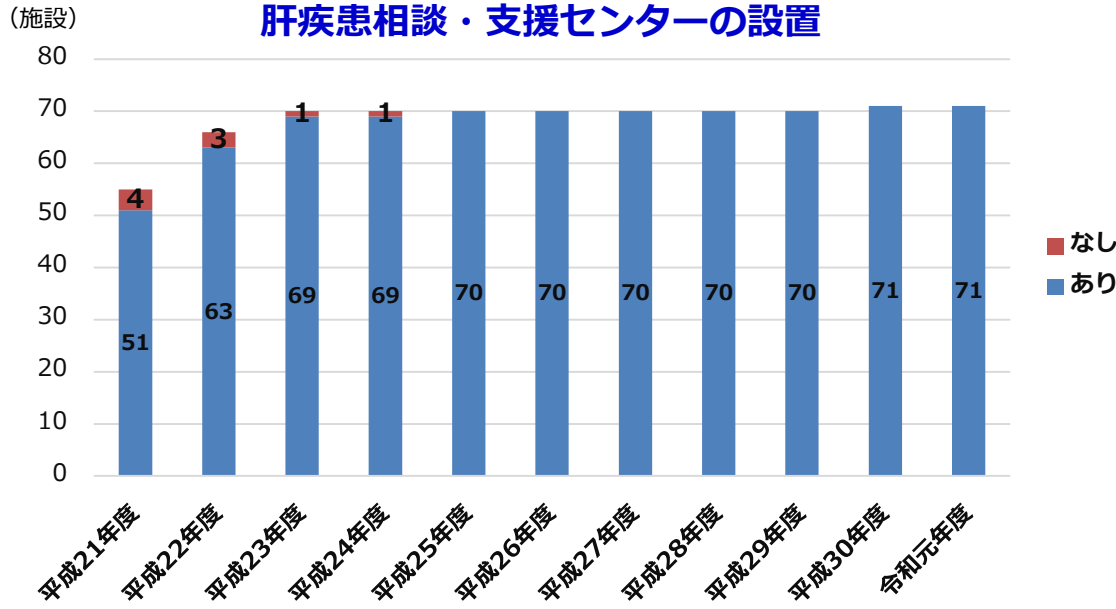
本システムでは、拠点病院等における相談員等が、肝炎患者からの様々な相談内容を記録・検索・編集し、また、それをデータベース化することで、個々の事例に適した対応ができるよう、補助ツールとしての活用が期待され、強いては肝炎患者の悩みの軽減や生活の質の向上へとつなげることができる。

■ 主な関係者と役割

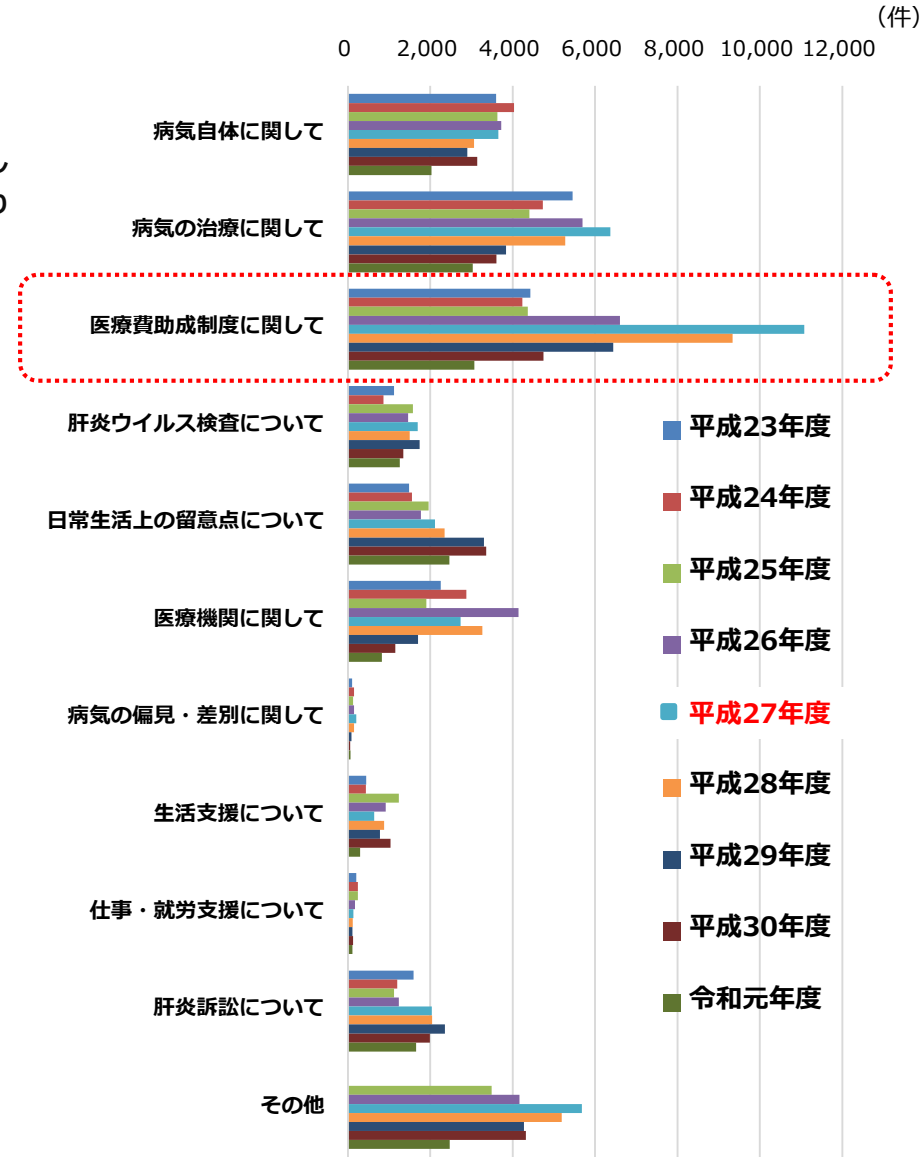


肝疾患相談・支援センターの活動について

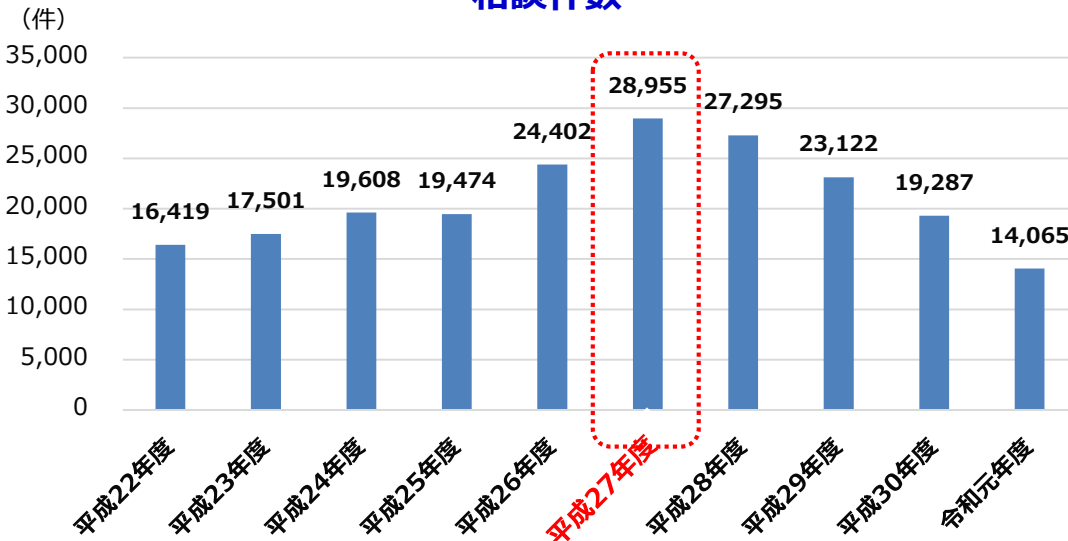
肝疾患相談・支援センターの設置



肝疾患相談・支援センターの相談内容



相談件数



肝炎医療コーディネーターについて

「肝炎医療コーディネーターの養成及び活用について」（健発0425第4号平成29年4月25日厚生労働省健康局長通知）

肝炎対策のステップ

肝炎対策基本指針
の目標

国民

ステップ
0
「予防」

- ・肝炎に関する基本的な知識の普及・啓発
- ・B型肝炎ワクチンの定期接種
- ・相談窓口の案内

ステップ
1
「受検」

- ・肝炎ウイルス検査の受検勧奨
- ・検査が受けられる医療機関、検診機関の紹介

ステップ
2
「受診」

- ・肝炎検査陽性者への受診勧奨
- ・専門医療機関や拠点病院、肝疾患相談の紹介
- ・初回精密検査や定期検査費用助成の案内

ステップ
3
「受療」

- ・医療費助成や障害者手帳等の制度の案内
- ・服薬指導
- ・仕事と治療の両立支援
- ・抗ウイルス治療後の定期受診の勧奨

肝硬変・肝がんへの移行者を減らす

1人で全ての役割を担うのではなく、様々な領域のコーディネーターがそれぞれの強みを活かして患者をみんなでサポートし、肝炎医療が適切に促進される様に調整（コーディネート）する

肝炎医療コーディネーター

保健師



患者会
自治会等



自治体職員



職場関係者



看護師



医師



歯科医師



薬剤師



身近な地域や職域、あるいは病院等に配置され、それぞれが所属する領域に応じて必要とされる肝炎に関する基礎的な知識や情報を提供し、肝炎への理解の浸透、相談に対する助言や相談窓口の案内、受検や受診の勧奨、制度の説明などを行う。他の肝炎医療コーディネーターとも協力・連携することで、肝炎の「予防」、「受検」、「受診」、「受療」と「フォローアップ」が促進されることが期待される。

さらに、身近な地域や職域で肝炎医療コーディネーターが活動し、肝炎への理解を社会に広げる基盤が醸成されることにより肝炎患者への差別や偏見の解消に繋がることも期待される。

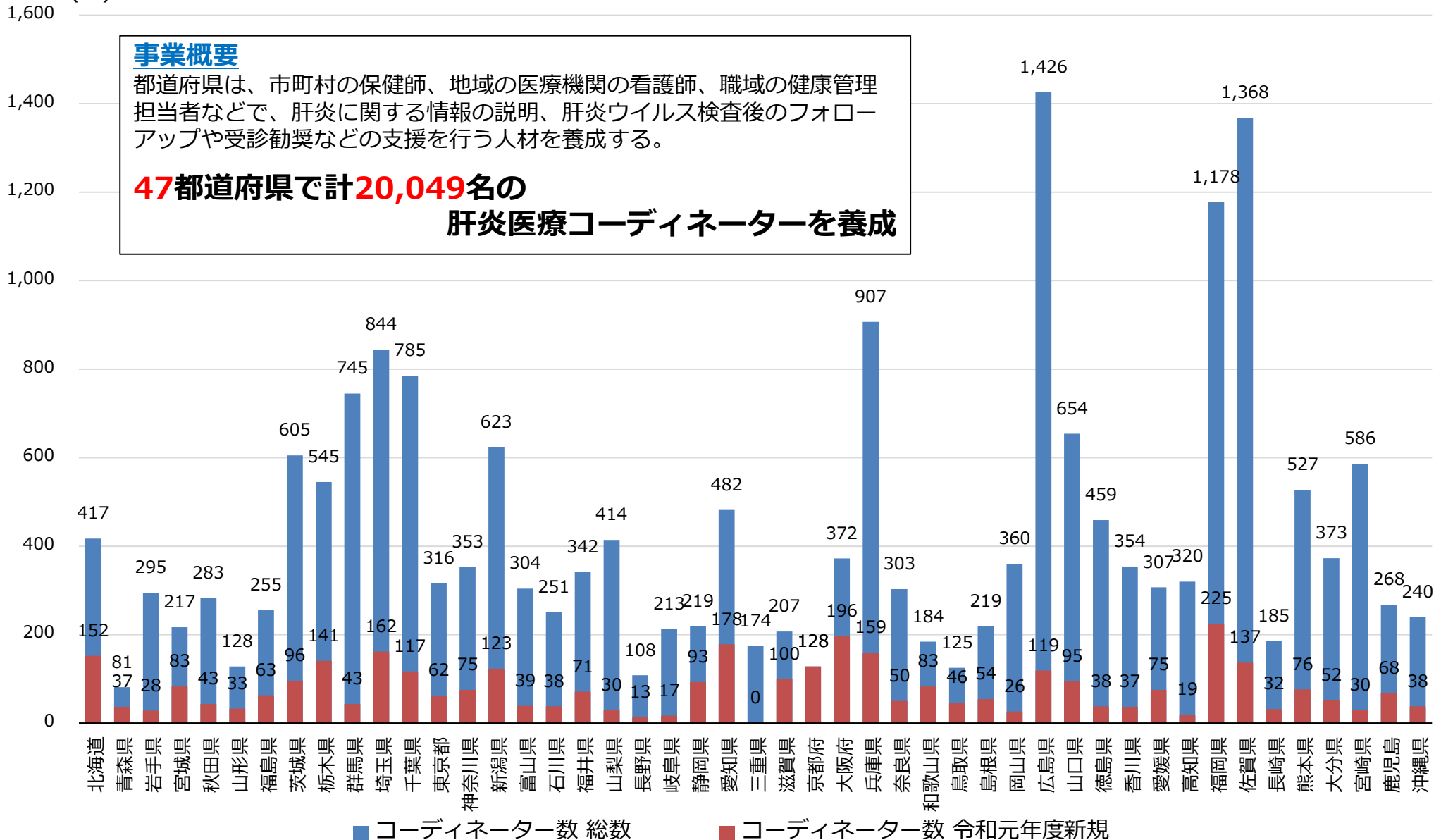
肝炎医療コーディネーター養成数

(人)

事業概要

都道府県は、市町村の保健師、地域の医療機関の看護師、職域の健康管理担当者などで、肝炎に関する情報の説明、肝炎ウイルス検査後のフォローアップや受診勧奨などの支援を行う人材を養成する。

**47都道府県で計20,049名の
肝炎医療コーディネーターを養成**



7. 普及啓発

肝炎総合対策推進国民運動事業の概要

概要

「肝炎対策の推進に関する基本指針」（平成23年5月16日制定、平成28年6月30日改正）に基づき（※）、肝炎に関する知識や肝炎ウイルス検査の必要性を分かりやすく伝え、国民が肝炎への正しい知識を持ち、早期発見・早期治療に向けた行動を促すため、**多種多様な媒体を活用しての効果的な情報発信や民間企業との連携を通じた肝炎対策を展開し、肝炎総合対策を国民運動として推進**するもの。

（※）基本指針の「第1 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向（5）肝炎に関する正しい知識の更なる普及啓発」において、『肝炎ウイルスは感染しても自覚症状に乏しいことから、感染に気がつきにくく、また、感染を認識していても、感染者が早急な治療の必要性を認識しにくい。このため、国民一人一人が感染によるリスクを自覚した対応を図るよう、肝炎についての正しい知識を持つための更なる普及啓発に取り組む必要がある。』とされている。

事業の内容

1. 広報戦略の策定
2. 情報発信（メディアの活用、WEBコンテンツの制作・運用）
3. イベントの実施（日本肝炎デー関連イベント、集中広報の実施）
4. 大使・スペシャルサポーターの活動支援
5. パートナー企業・団体との活動
6. 広報技術支援（行政の広報施策のサポート）
7. 国民運動の効果検証
8. 運営事務局の設置

⇒ 肝炎の『**早期発見**』『**早期治療**』を重点的に訴求（全ての国民が一度は受検する必要がある『**肝炎ウイルス検査**』の積極推進）

政策課題解決型の戦略的広報の展開

【令和2年度の主な活動】

（1）全体イベントの実施

- ・7/21「知って、肝炎プロジェクト ミーティング2020」開催

（2）自治体・関係団体向けの啓発活動

- ・和歌山県における集中広報の実施
- ・都道府県知事、市町村長、関係団体の長への表敬訪問の実施
[38都道府県、27市町村、4団体を訪問（令和2年12月末現在）]
（平成26年からの累計）

（3）情報発信

- ・オフィシャルホームページの運用
- ・メディアを通じた広報（新聞、テレビ、ラジオ等への記事掲載や広告）
- ・ポスター・リーフレットの作成
- ・動画の作成

（4）その他

- ・パートナー企業・団体の支援
- ・「知って、肝炎プロモーター」の支援

「知って、肝炎プロジェクト」における広報

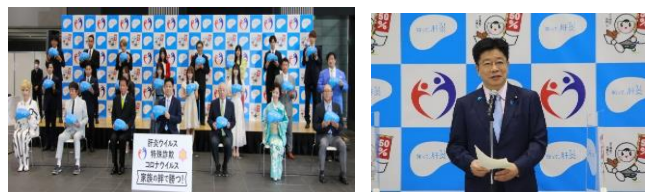
「知って、肝炎プロジェクト」においては、杉特別参与や大使・スペシャルサポーターのご協力を得て、日本肝炎デーに合わせた全体イベントや、首長訪問による啓発活動等を実施。

(特別参与) 杉 良太郎 (特別大使) 伍代 夏子 (広報大使) 徳光 和夫
(スペシャルサポーター)

石川ひとみ、石田 純一、岩本 輝雄、w-inds.千葉 涼平、AKB48、HKT48、EXILE、SKE48、STU48、NGT48、NMB48、小橋 建太、コロクケ、島谷 ひとみ、清水 宏保、瀬川 瑛子、SOLIDEMO、高島 礼子、高橋 みなみ、田辺 靖雄、豊田 陽平、仁志 敏久、乃木坂46、平松 政次、的場 浩司、山川 豊、山本 譲二
※五十音順(敬称略) 令和2年12月時点

【主な活動内容】

<全体イベント>



日本肝炎デーに合わせて、毎年7月頃に開催

<集中広報>



(大学での特別授業)



(テレビ放送)

<動画、ポスター、リーフレット>



(YouTube動画配信)



(ポスター・リーフレット)

<メディアを通じた広報>



テレビ、ラジオ、新聞等のメディアを通じた広報を実施



(ラジオ放送)



(地方イベントでの検査ブース設置)

毎年1箇所の都道府県を選定し、集中的に様々な広報を実施
(平成28年度 佐賀県、平成29年度 愛媛県、平成30年度 富山県、令和元年度 佐賀県、令和2年度 和歌山県)

<首長への表敬訪問>



これまで38都道府県、27市町村、4団体(日本医師会、健保連、協会けんぽ、連合)への表敬訪問を実施

<拠点病院と連携した活動>



(ラジオ公開収録)



(街頭キャンペーン)

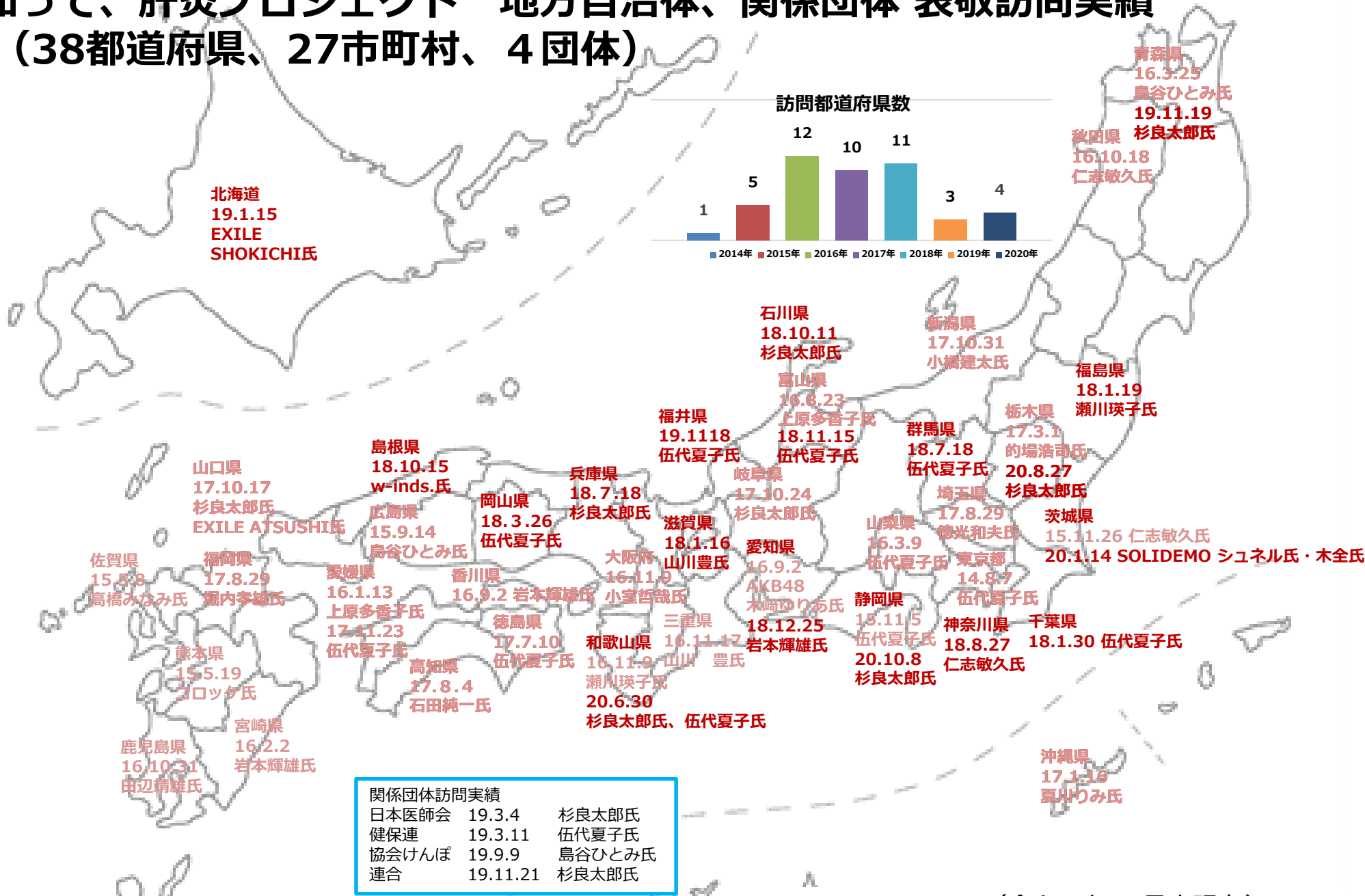
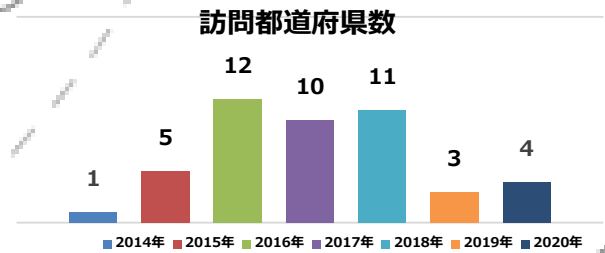
<オフィシャルホームページ>



令和元年度にリニューアル



知って、肝炎プロジェクト 地方自治体、関係団体 表敬訪問実績 (38都道府県、27市町村、4団体)



日本医師会	19.3.4	杉良太郎氏
健保連	19.3.11	伍代夏子氏
協会けんぽ	19.9.9	島谷ひとみ氏
連合	19.11.21	杉良太郎氏

(令和2年12月末現在)

都道府県における肝炎対策に係る普及啓発の実施状況（令和元年度）

	ポスターの作成							リーフレットの作成							
	掲示・配布先							配布先							
	庁舎内に掲示	保健所等に配布	医療機関に配布	薬局に配布	企業に配布	その他	庁舎内で配布	保健所等に配布	医療機関に配布	薬局に配布	企業に配布	啓発イベントで配布	その他		
都道府県 (47)	15	10	14	12	4	1	4	38	20	36	31	10	7	20	12

	啓発に活用しているメディア・媒体						
	テレビ	ラジオ	新聞	SNS	ホームページ	広報誌	メールマガジン
都道府県 (47)	11	22	17	7	44	19	5

（上記以外の取組）

- ・肝臓週間にあわせて街頭キャンペーンを実施
- ・肝臓週間にあわせて庁舎内でパネル展を実施
- ・出張検査を実施した際に啓発グッズ（ティッシュ等）を配布
- ・地域のイベントにおいてブースを設けて啓発活動を実施
- ・肝臓月間にあわせて肝炎ウイルス検査受検勧奨のメッセージを屋外広告物の電光掲示板に掲出
- ・肝炎ウイルス検査の必要性を分かりやすく伝えるための啓発マンガを作成
- ・野球場の大型ビジョンでの動画放映
- ・インターネットアンケートを利用したクイズ
- ・啓発用資材（うちわ、ポケットティッシュ、Tシャツ、ベスト、のぼり）を作成し、イベント等で活用
- ・地域のイベントで出張肝炎ウイルス検査を実施

肝炎に関する情報発信（教育、啓発）の取組

医療関係職種の養成所・養成施設におけるB型肝炎教育の推進

感染拡大防止と偏見差別防止のためのB型肝炎被害の歴史的事実を踏まえた教育の実施と、患者講義を授業に取り入れるといった教育の工夫について、看護師等の医療関係職種の養成所・養成施設に対して周知するよう、平成29年10月30日に厚生労働省医政局及び健康局担当課から都道府県宛に事務連絡を発出した。

日本肝臓学会及び学会会員との連携した周知、啓発

日本肝臓学会及び学会会員との連携を強化し、肝炎対策等の周知への協力依頼の事務連絡を平成30年2月7日に発出した。

青少年のための教育プログラム

平成24～25年度に実施された厚生労働科学研究「肝炎ウイルス検査体制の整備と普及啓発に関する研究」（慶應義塾大学加藤真吾先生）の成果を基にして、「青少年のための「初めて学ぶ肝炎」」としてリニューアルして平成30年2月9日に肝炎情報センターのホームページに掲載し、広く国民に学んで頂けるように取組を行っている。

B型肝炎教育資料の開発

- ・医療従事者養成課程向けのB型肝炎教育に関する教育資料の開発を目的とした厚生労働科学研究（大阪市立大学榎本大先生）において、平成29年度に正しい知識の教授及び偏見差別防止のための教育資料を開発している。令和2年2月26日に肝炎情報センターのホームページに教育資料を掲載し、医療従事者の知識の整理等に広く活用頂けるように取組を行っている。
- ・中学校3年生向けのB型肝炎教育に関する副読本「B型肝炎 いのちの教育」を、令和2年度に全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団の皆さまのご協力のもと、作成。

肝炎ウイルス感染者の偏見や差別による被害防止の研究

平成29年度より、肝炎患者等も参加した厚生労働科学研究「肝炎ウイルス感染者の偏見や差別による被害防止への効果的な手法の確立に関する研究」（長崎医療センター八橋弘先生）を実施している。肝炎情報センターが主催する会議等の場で研究成果を発表した。

B型肝炎の副読本作成

私たちができること

肝炎についての正しい知識を学び、感染を予防し、患者の方々に対する偏見や差別をなくしましょう。集団予防接種によるB型肝炎の感染拡大の経緯を知り、被害にあった方々の声を聞き、被害回復の過程を学び、二度と同様の被害が起こらない社会をつくっていきましょう。



参考

「集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する研究」報告書(抜粋)
今回のような社会の制度を介した、国民の生命・健康に関わる事態の再発防止に向けた対策として、国民も積極的な姿勢を持つことが不可欠な基盤である。

「集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の再発防止策について」提言(抜粋)
国民にあっても、厚生労働行政は国民一人一人の生命と健康に関わるものであり、昨今、国民の意識は高まってきたが、今後は、国や自治体の施策に一切をゆだねるという受け身の姿勢ではなく、国、自治体、医療従事者の対応を把握し、理解・協力・指摘を行う積極的な意識と姿勢を持つことが望まれる。

B型肝炎についてもっと深く知りたい

肝炎情報センター(青少年のための初めて学ぶ肝炎)
<http://www.kanen.ncgm.go.jp/program/manabustart.html>



厚生労働省(B型肝炎訴訟について)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/b-kanen/



厚生労働省(肝炎総合対策の推進について)
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/>



知って肝炎プロジェクト
<http://www.kanen.org/>



肝炎ウィルス検査マップ
<http://www.kanen.ncgm.go.jp/kan-en/>



全国B型肝炎訴訟弁護団
<http://bkan.jp/>



年 組



集団予防接種による40万人以上の命や健康への被害。
わたしたちはこの被害から何を学べるのでしょうか。
ひとりひとりが寄り添い共に生きる社会のために。



B型肝炎の教育資料

国の肝炎総合対策 肝炎情報センターとは ユーザー別で探す カテゴリー別で探す 資料庫

肝炎情報センターの ミッション(使命)

連携 — 肝炎患診療連携拠点病院とともに
情報 — 肝炎患診療のソフトウェア・リソース
研修 — 明日の肝炎患診療・相談業務に活かす

拠点病院と相談・支援センターを探す

ユーザー別で探す	
一般・患者の方へ	
保育関係者の方へ	高齢者施設の方へ
働く方へ	産業保健関係者の方へ
医療関係者の方へ	肝炎患診療連携拠点病院関係者の方へ

カテゴリー別で探す	
センターの取り組み	全国の拠点病院の紹介と取り組み
都道府県・市町村の取り組み	南気について
医療・福祉の制度やサービス	日常生活の場での注意点
B型肝炎の母子感染について	関連主要通知・診療ガイドライン等

(医学生向け)



(看護師向け)



(検査技師向け)



新着情報	研修会・連絡協議会	拠点病院の取り組み	一覧
2020年3月6日	厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る公費負担医療の取扱いについて」を掲載しました。		
2020年2月26日	B型肝炎の教育資料を掲載いたしました。		
2020年2月25日	令和元年度 肝炎患診療連携拠点病院 肝炎相談支援センター関係者向け研修会(令和2年2月28日、29日)は延期いたします。		
2020年2月14日	令和元年度 第2回連絡協議会及び医師・責任者向け研修会の資料を掲載しました。		
2020年1月31日	国内で実施される臨床研究(試験)の情報を検索できるサイト「臨床研究情報ポータルサイト」をリンク集に掲載しました。肝炎に関する臨床研究(試験)情報も検索できます。(外部サイトにリンクします)		
2020年1月24日	令和元年度 第2回 連絡協議会及び医師・責任者向け研修会を開催しました。		
2019年12月17日	厚生労働省事務連絡「肝がん・胆管がん治療研究促進事業実施要綱及び実施上の取扱いの改正について(運用の弾力化に伴うもの)」を掲載しました。		
2019年12月13日	「肝炎患診療連携拠点病院の現状と課題—肝炎情報センターによる拠点病院活動調査結果から」をプレスリリースいたしました。(外部サイトにリンクします)		
2019年11月13日	肝炎患診療連携拠点病院の現状調査報告結果が更新されました。平成21年度～平成30年度分が掲載されています。		
2019年10月29日	厚生労働省事務連絡「令和元年台風第19号に伴う大雨による災害による被災者に係る公費負担医療の取扱いについて(その2)」を掲載しました。		

肝炎情報センター facebook

- 知って、肝炎
- 肝ナビ 肝炎医療ナビゲーションシステム
- 厚生労働省
- 肝炎患診療連携拠点病院の現状調査結果 (平成21年度～30年度)
- B型肝炎の教育資料
- 参加型プログラム 誰でも簡単にできる 肝炎体操
- 情報発信サポートツール イラストダウンロード
- 肝炎患に関する音訳資料
- 青少年のための「初めて学ぶ肝炎」

青少年のための「初めて学ぶ肝炎」：スタートページ



肝炎ウイルスの感染防止について

「集団生活の場における肝炎ウイルス感染予防」のための手引・ガイドラインを作成
(研究代表者：東京大学医科学研究所先端医療研究センター 四柳 宏)



- 日常生活の場でウイルス肝炎の伝搬を防止するためのガイドライン
- 保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン
- 高齢者施設における肝炎対策のガイドライン

⇒ 厚労省HP上に公開。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou09/poster.html>

8. 研究開発

肝炎研究 10 力年戦略

肝炎治療戦略会議取りまとめ（戦略期間：平成24年度～令和3年度）

◆肝炎研究の戦略

H20年度～

肝炎研究
7力年戦略

【目的】B型肝炎、C型肝炎の治療成績の向上を目指し、肝炎に関する臨床・基礎・疫学研究等を推進する。

H24年度～

肝炎研究
10力年戦略

- ・ B型肝炎創薬実用化研究を追記
- ・ 抗ウイルス療法に係る新規知見の追記、修正

H28年度

中間見直し

- ・ インターフェロンフリー治療の登場等
- ・ 戦略目標（研究成果目標、治療成績目標）の追記、修正
- ・ 改正した肝炎対策基本指針を反映

【中間見直し】

特に、B型肝炎、肝硬変の治療に係る医薬品の開発等に係る研究を促進

戦略目標（令和3年度まで）

《研究成果目標》

※研究内容自体のアウトプット（新設）

臨床研究

B型肝炎：ウイルス排除を可能とする治療薬・治療法を開発し、臨床試験・臨床応用につなげる
C型肝炎：薬剤耐性ウイルスに効果のある治療薬・治療法を開発し、臨床試験・臨床応用につなげる
肝硬変：線維化の改善に資する治療薬・治療法を開発し、臨床試験・臨床応用につなげる
肝がん：肝発がん、再発を予防する治療薬・治療法や予知する検査法・診断法を開発し、臨床試験・臨床応用につなげる

基礎研究

各領域で基礎研究を推進し、臨床応用に資する成果を獲得する

疫学研究

肝炎総合対策に係る施策の企画、立案に資する基礎データを獲得する

行政研究

肝炎総合対策の推進に資する成果を獲得する

《治療成績目標》

※研究成果等を踏まえたアウトカム（現状を踏まえた見直し）

- (1)抗ウイルス療法による5年後のB型肝炎のHBs抗原陰性化率 約6%→約8%
- (2)C型慢性肝炎、代償性肝硬変におけるSVR率 約90%以上→約95～100%
- (3)非代償性肝硬変(Child-Pugh C)における50%生存期間 約18ヶ月→約24ヶ月
- (4)肝硬変からの肝発がん率
B型肝炎硬変 約3%→約2% C型肝炎硬変 約5～8%→約3～5%

研究の推進（肝炎等克服実用化研究事業）

肝炎等克服緊急対策研究事業（49課題）

臨床研究の課題

B型肝炎

- ・ウイルス排除が困難
- ・核酸アナログ製剤の長期投与と薬剤耐性化、副作用
- ・再活性化 等

C型肝炎

- ・インターフェロンフリー治療不成功後の薬剤耐性
- ・インターフェロンフリー治療後の長期予後、発がん 等

肝硬変

- ・線維化を改善させる根本的な治療薬・治療法がない
- ・重症度別の長期予後が不明 等

肝がん

- ・肝発がん、再発機序が不明でありその防止策がない
- ・生存率が低い 等

その他

- ・非アルコール性脂肪性肝疾患の病態解明や治療法の開発
- ・E型肝炎の慢性化機序の解明 等

基礎研究の課題

- ・B型肝炎ウイルスの感染複製機構の解明
- ・C型肝炎病態推移モデルの作成
- ・C型肝炎ウイルス排除後の病態の解析
- ・ウイルス性肝炎の特異的免疫反応の解明
- ・肝線維化機序の解明
- ・発がん機序の解明
- ・非アルコール性脂肪性肝疾患の病態解明

R2～4年度からの研究内容

- ・肝発がんを考慮したC型肝炎治療後の病態及び経過に関する研究（C型肝炎・肝がん）
- ・肝硬変の病態解明とQOL及び予後の改善に資する研究（肝硬変）
- ・肝線維化の非侵襲的評価法の開発と予後予測に資する基盤的研究（肝硬変）
- ・ウイルス性肝炎患者の肝移植後の予後改善につながる治療法に関する研究（B型・C型肝炎）
- ・小児ウイルス性肝炎患者の病態進展評価及び治療選択に関する研究（B型・C型肝炎）
- ・ウイルス性肝炎の薬剤耐性が及ぼす病態変化に関する研究（C型肝炎）
- ・非アルコール性脂肪性肝疾患の病態解明や治療等に関する研究（基礎研究・その他）
- ・A型・E型肝炎ウイルス感染症の制御を目指した研究（その他）
- ・肝炎医療の水準向上に資する新たな知見の創出や新規技術の開発に関する研究（基礎研究・その他）

B型肝炎創薬実用化等研究事業（15課題）

課題：B型肝炎は、核酸アナログ製剤ではウイルスを完全に排除することは難しく、継続的に投与する必要があり、継続投与により薬剤耐性の出現や副作用のリスクがある。

H29～R3年度

- ①治療薬候補化合物のスクリーニングに関する研究
- ②ウイルス因子の解析に関する研究
- ③宿主因子の解析に関する研究
- ④持続感染実験モデルを用いた病態の解析に関する研究
- ⑤根絶に向けた新規治療法の開発に関する研究
- ⑥実用化に向けたB型肝炎治療薬の開発

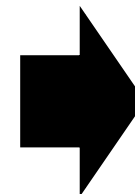
【R2年度の研究内容】

○基盤技術の更なる進展

- ・ウイルスの感染複製機構の解析、自然免疫系の解析
- ・感染効率の良い安定した実験系への改良

○候補化合物をスクリーニングし、順次、候補化合物の評価・最適化

○前臨床試験の実施



3件の
企業導出
又は
臨床試験の開始

研究の推進 (政策研究)

肝炎等克服政策研究事業

研究 類型	開始 年度	終了 年度	研究者名	所属研究機関	採択課題名
一般	H30	R2	金子 周一	金沢大学医薬保健研究域医学系	地域に応じた肝炎ウイルス診療連携体制構築の立案に資する研究
指定	H30	R2	四柳 宏	東京大学医科学研究所先端 医療研究センター	肝炎ウイルスの新たな感染防止・残された課題・今後の対策
指定	H30	R4	小池 和彦	東京大学医学部附属病院	肝がん・重度肝硬変の治療に係るガイドラインの作成等に資する研究
一般	R1	R3	田中 純子	広島大学大学院医歯薬保健学 研究院 疫学・疾病制御学	肝炎ウイルス感染状況の把握及び肝炎ウイルス排除への方策に 資する疫学研究
新 一般	R2	R4	是永 匡紹	国立国際医療研究センター・ 肝炎免疫研究センター	新たな手法を用いた肝炎ウイルス検査受検率・陽性者受診率の向上に 資する研究
新 指定	R2	R4	考藤 達哉	国立国際医療研究センター・ 肝炎免疫研究センター	肝炎総合対策の拡充への新たなアプローチに関する研究
新 指定	R2	R4	松岡 隆介	国立感染症研究所	肝炎等克服政策研究事業の企画及び評価に関する研究
新 指定	R2	R4	江口 有一郎	医療法人 ロコモディカル ロコモディカル総合研究所	非ウイルス性を含めた肝疾患のトータルケアに資する人材育成等に 関する研究
新 指定	R2	R4	八橋 弘	長崎医療センター	ソーシャルメディア等を活用した肝炎ウイルス感染者の偏見差別の 解消を目指した研究

9. 肝炎総合対策における主な変更点等

肝炎対策基本指針改正後(平成28年6月)の肝炎総合対策における主な変更点

年月	変更点
H28.4	・ 定期検査費用助成について、対象となる所得階層の拡大。
H28.10	・ B型肝炎ワクチンの定期接種を開始。
H29.3	・ 「肝疾患に関する診療及び肝疾患患者に対する支援体制の整備について」を発出。
H29.4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康増進事業（市町村による40歳以上に対する肝炎ウイルス検査）における個別通知について、特定健診等他検診で行う個別通知と併せて実施することを可能とした。 ・ 定期検査費用助成における自己負担額の引下げ。 ・ 職域での肝炎ウイルス検査の受検勧奨を支援する職域検査促進事業を開始。 ・ 「肝炎医療コーディネーターの養成及び活用について」を発出。
H29.12	・ C型肝炎特別措置法改正に伴う訴え提起等の期限を延長。
H30.4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 診療報酬改定で手術前医学管理料の算定要件に、肝炎ウイルス検査結果の適切な説明を行い、文書により提供することを追記。 ・ 核酸アナログ製剤治療の更新申請の簡素化、B型慢性肝疾患のインターフェロン治療の助成回数を1回から2回へ変更。
H30.7	・ 肝炎ウイルス検査の委託医療機関等をウェブで検索できる、肝炎医療ナビゲーションシステム「肝ナビ」の運用を開始。
H30.12	・ 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業による助成を開始。
H31.4	・ 初回精密検査費用助成の対象に、職域における肝炎ウイルス検査での陽性者を追加。
R2.4	・ 初回精密検査費用助成の対象に、妊婦健診・手術前検査での陽性者を追加。

下記4事業が評価対象。

- ① 肝炎患者等支援対策事業費
- ② 肝炎ウイルス検査等事業（肝炎患者等の重症化予防推進事業）
- ③ 肝炎総合対策費
- ④ 健康増進事業（健康診査等）（うち肝炎ウイルス検診）

<指摘事項> 内閣官房行政改革推進本部事務局 政府の行政改革 秋のレビュー取りまとめ資料より転載
(https://www.gyokaku.go.jp/review/aki/r01tokyo/img/torimatome_11.pdf)

- ・ 肝炎対策基本指針を基に実施される肝炎総合対策は、早期発見・早期治療により重症化を防ぐためには、非常に重要なものである。事業を効果的・効率的に行うに当たり、まずは、受検、受診、受療、フォローアップ等の各ステップにおいて、性別、世代別、地域別、雇用形態別等の受検者・未受検者の状況、陽性判明者の受療状況をはじめとした現状を正確に把握するよう努めるとともに、対応が必要となる対象を明確化したうえで有効な手段を用いた対策となっているか見直し等を検討すべきである。例えば、雇用されている者はウイルス検査を伴う健康診断が可能であることから、保険者を通じた受検状況の調査等、最も簡素かつ有効な手段を検討すべきである。
- ・ 広報については、現状把握に伴い、対応が必要となる対象の明確化を受けて有効な手法となっているか見直しに向けた検討を行うとともに、普及啓発効果の適切な把握や市町村等の他の広報主体による事業との重複にも留意すべきである。
- ・ 検査結果が陽性の者や経過観察を要する者は、その後の適切な受診・受療が重症化予防に向けて重要であるところ、地域でのフォローアップ、相談体制が有効に機能しているか検証する必要がある。例えば、肝炎医療コーディネーターについては、期待される効果に繋がっているか等を検証し、それらの結果を踏まえ、必要に応じて活用方策等の見直しを検討すべきである。
- ・ 上記見直しに当たっては、地域の取組状況をはじめとする地域差の要因等も分析することにより、都道府県等に対する補助メニューの見直しを含め、肝炎対策関連予算の中での予算配分の見直しも検討したうえで、各施策の成果を適切に測ることが出来るようなアウトカムを追加し、事業効果を検証する仕組みとすべきである。その際、改善が図れるものは速やかに改善するとともに検討・調整に時間を要するものがある場合には、令和3年度における次期肝炎対策基本指針改定に向けて検討を進めるべきである。